



平成 31 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 日本ライオン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 又 川 鉄 男
(登録銘柄 コード番号 2703)
問い合わせ先 取締役常務執行役員管理本部長 李 友 裕
(TEL 03-3258-6503)

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、本日開催の定時取締役会において、平成 31 年 3 月 28 日開催予定の第 34 期定時株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は取締役会の監督機能をより一層向上することを目的に、取締役会長を除いて役付取締役を廃止します。

また、最適かつ機動的な執行体制を構築することを目的に、業務執行の最高責任者である社長は執行役員の役位へ変更し、執行役員の中から社長を選定することとします。

これらのことにより、監督機能と執行機能の分離を進め、それぞれの責任を明確にすることにより、持続的な企業価値の向上を実現します。

上記の考え方にに基づき、現行定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

- (1)取締役会長を除いて役付取締役を廃止いたします。(変更案第 21 条)
- (2)執行役員の選任方法および役割等を明確にし、業務執行の最高責任者である社長を執行役員の役位とし、執行役員の中から社長を選定できるようにいたします。(変更案第 30 条)
- (3)上記に関連して、株主総会の招集権者および議長に関する規定の変更(変更案第 13 条)をいたします。

2. 変更の内容

(下線部は変更箇所を示す)

現行の定款	変更案
(招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および取締役会長)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長1名を定めることができる。</p>
<p>(執行役員)</p> <p>第 30 条 取締役会は、その決議により執行役員を選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>② 執行役員に関する事項は、取締役会の定める執行役員規程による。</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第 30 条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を執行させることができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>執行役員の中から社長 1 名およびその他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>③ 執行役員に関する事項は、取締役会の定める執行役員規程による。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

平成 31 年3月 28 日
平成 31 年3月 28 日

以上